

第3章 環境影響評価項目の選定等

第3章 環境影響評価項目の選定等

3.1 環境影響要因の抽出

環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、本事業の計画内容、計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮し、事業実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

環境影響要因の抽出結果は、表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 環境影響要因の抽出

対象時期	環境影響要因	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復・育成
		大規模建築物の存在
	施設の供用	施設の供用
		冷暖房施設等の設置
		駐車場の利用
		施設関連車両の走行

3.2 環境影響評価項目の選定

本事業の計画内容、想定される計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮した上で、抽出した環境影響要因ごとに「地域環境管理計画」に掲げられている環境影響評価項目の中から、環境影響の調査、予測及び評価を実施する項目を選定した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関連表は、表 3.2-1 に示すとおりである。また、環境影響評価項目選定等の理由を表 3.2-2 に示す。

表 3.2-1 本事業の環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

		工事中			供用時				
					施設の存在		施設の供用		
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復・育成	大規模建築物の存在	施設の供用	冷暖房施設等の設置	駐車場の利用
地球環境	温室効果ガス						●		●
大気	大気質	●	●						●
	悪臭								
	上記以外の大気環境要素								
水	水質								
	水温								
	底質								
地盤	地下水位								
	地盤沈下								
	変状								
土壌汚染	土壌汚染			●					
騒音・振動・低周波音	騒音	●	●				●	●	●
	振動	●	●						●
	低周波音								
廃棄物等	一般廃棄物						●		
	産業廃棄物			●			●		
	建設発生土			●					
水象	水量・流量・流出量								
	湧水								
	潮流								
	上記以外の水環境要素								
生物	植物								
	動物								
	生態系								
緑	緑の質				●				
	緑の量				●				
人と自然とのふれあい活動の場									
歴史的・文化的遺産									
景観	景観、圧迫感					●			
構造物の影響	日照障害								
	テレビ受信障害					●			
	風害								
コミュニティ	施設								
地域交通	交通安全、交通混雑		●						●
	地域分断								
地形・地質	土砂流出								
	崩壊								
	斜面安定								
安全	火災、爆発、化学物資の漏洩等								

注：「●」は、環境影響評価の項目として選定した項目を示す。

表 3.2-2(1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由																		
地球環境	温室効果ガス	○	計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、温室効果ガスの発生源はない。また、計画地周辺は臨海部の工業地帯となっており、温室効果ガスの発生源となる工場、事業場等が存在する。	【供用時】 施設の供用及び施設関連車両の走行に伴いエネルギーの使用があり、温室効果ガスへの影響が考えられるため、評価項目として選定する。																		
大気	大気質	○	<p>計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、著しい大気汚染物質の発生源となる事業所は存在していないが、計画地周辺には、エネルギー施設やその他ばい煙発生施設があり、大気汚染物質の発生源となっている。</p> <p>また、道路を走行する自動車の排ガスがある。</p> <p>計画地周辺の一般局（田島測定局）及び自排局（池上測定局）における令和4年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、下表に示すとおりであり、環境基準を達成している。</p> <p>【二酸化窒素（NO₂）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>日平均値の年間98%値 (ppm)</th> <th>環境基準との適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田島</td> <td>0.036</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>池上</td> <td>0.045</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【浮遊粒子状物質（SPM）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>日平均値の年間2%除外値 (mg/m³)</th> <th>環境基準との適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田島</td> <td>0.031</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>池上</td> <td>0.035</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30～令和4年度の過去5年間においても二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、環境基準を達成している。（令和3年度は参考値）</p>	測定局	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準との適合	田島	0.036	○	池上	0.045	○	測定局	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	環境基準との適合	田島	0.031	○	池上	0.035	○	<p>【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺の大気質への影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 供用時は駐車場の利用及び施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺の大気質への影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>なお、冷暖房施設等の設置による大気質への影響については、本事業では「大気汚染防止法」等の対象となる施設は設置しない計画であるため、評価項目として選定しない。</p>
	測定局	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準との適合																			
	田島	0.036	○																			
池上	0.045	○																				
測定局	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	環境基準との適合																				
田島	0.031	○																				
池上	0.035	○																				
悪臭	－	計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、著しい悪臭の発生源となる施設は存在していないが、計画地周辺は、臨海部の工業地帯となっており、臭気を発生させる可能性がある施設として、周辺の工場が挙げられる。	<p>【工事中】 悪臭が発生する可能性がある舗装等の工事においては、材料及び施工方法を検討し、可能な限り悪臭の発生抑制に努める計画であり、計画地及びその周辺に悪臭の影響を及ぼす要因がないため、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用後】 本事業は物流倉庫の建設を行うものであり、著しい悪臭を発生させる要因はないため、評価項目として選定しない。</p>																			
	上記以外の大気環境要素	－	計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用後】 工事中及び供用時において上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。																		

表 3.2-2(2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
水	水質	－	<p>【工事中】 工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した上、基準を遵守して排水し、適正な排水の維持に努める計画であることから、公共用水域の水質に著しい影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 供用時に発生する排水は、雨水は雨水側溝を設け、直接、浅野運河及び池上運河に放流する計画である。自動車洗車場排水はオイルトラップ、沈殿槽等を適切に設置して処理し、排水基準以下にした処理水を浅野運河に放流する計画である。また、生活排水は現状の浄化槽を更新し、排水濃度を規制基準以下に処理した上で、放流する計画であり、公共用水域の水質に著しい影響はないため評価項目として選定しない。</p>
	水温	－	<p>【工事中】 工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した上、排水する計画であることから、公共用水域の水温に著しい影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 供用時に発生する排水は、雨水は雨水側溝を設け、直接、浅野運河及び池上運河に放流する計画であること、自動車洗車場排水はオイルトラップ、沈殿槽等を適切に設置して処理し、浅野運河に放流する計画であること、生活排水は浄化槽による浄化を行い、放流する計画であり、冷温水は発生しないことから公共用水域の水温に著しい影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p>
	底質	－	<p>計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）しており、底質に著しい影響を及ぼす要因はない。</p>

表 3.2-2(3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
地盤	地下水位	－	<p>計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）しており、地下水の汲み上げを行う施設はない。</p> <p>計画地周辺の近年5年間の年間地盤変動量は-15.0～+13.5mmであり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm以上の沈下は生じていない。</p>	<p>【工事中】</p> <p>工事中には、大規模な地下水の汲み上げ等を行わない計画であることから、地下水位、地盤沈下及び変状に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】</p> <p>供用時には、地下水の汲み上げは行わない計画であることから、地下水位、地盤沈下及び変状に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p>
	地盤沈下	－		
	変状	－		
土壌汚染	土壌汚染	○	<p>計画地は形質変更時要届出区域には指定されていないが、計画地には地歴調査の結果、過去に日本鋼管（株）の高炉があり、汚染土壌が存在すると推察される。</p>	<p>【工事中】</p> <p>地歴調査の結果、土壌汚染の可能性があるので評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>供用時には、土壌汚染物質の取扱いはないことから、土壌汚染に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。</p>
騒音・振動・低周波音	騒音	○	<p>計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、著しい騒音・振動・低周波音の発生はないが、計画地周辺は、臨海部の工業地帯となっており、騒音・振動・低周波音を発生源として、周辺の工場等のほか、一般県道101号扇町川崎停車場線等の道路交通騒音・振動が存在する。</p>	<p>【工事中】</p> <p>建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に騒音の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>冷暖房施設等の稼働、駐車場の利用及び施設関係車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に騒音の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p>
	振動	○		<p>【工事中】</p> <p>建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に振動の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>施設関係車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に振動の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p>
	低周波音	－		<p>【工事中及び供用時】</p> <p>工事中及び供用時において、著しい低周波音を発生させる要因はないため、評価項目として選定しない。</p>
廃棄物等	一般廃棄物	○	<p>計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、倉庫内の事務所等で生じる事業系一般廃棄物の発生がある。</p> <p>また、計画地は倉庫であり、倉庫から産業廃棄物が発生している。計画地周辺は、工場等であり、産業廃棄物の発生がある。</p>	<p>【供用時】</p> <p>施設の供用に伴い、一般廃棄物の発生が考えられるため、評価項目として選定する。</p>
	産業廃棄物	○		<p>【工事中】</p> <p>工事に伴い産業廃棄物が発生するため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>施設の供用に伴い、産業廃棄物の発生が考えられるため、評価項目として選定する。</p>
	建設発生土	○		<p>【工事中】</p> <p>工事に伴い建設発生土が発生するため評価項目として選定する。</p>

表 3.2-2(4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
水象	水量・流量・流出量	－	計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、公共用水域における水量・流量・流出量に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中】 工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した後、排水し、新たに水量が増加することはなく、公共用水域の水量・流量・流出量に著しい影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時に発生する排水は、雨水は雨水側溝を設け、直接、浅野運河及び池上運河に放流し、新たに水量が増加することはないこと、自動車洗車場排水はオイルトラップ、沈殿槽等による処理水を放流するが、新たに著しい水量が増加することはないこと、生活排水は浄化槽による浄化後に放流し、新たに著しく水量が増加することはないことから、公共用水域の水量・流量・流出量に著しい影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。
	湧水	－	計画地内に湧水は存在しない。	【工事中及び供用時】 計画地内に湧水は存在しないこと、本事業において地下水を揚水する計画はないため、評価項目として選定しない。
	潮流	－	計画地周辺には、海城（運河）が存在する。計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、海城の潮流に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 計画地周辺には海城（運河）が存在するものの、工事中及び供用時に海城の潮流に影響を及ぼすような排水は行わないため、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	－	計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、上記以外の水環境要素に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 本事業では、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。
生物	植物	－	計画地の西側、南側の敷地境界付近は緑地となっているが、動物の主要な生息環境になっていない。 計画地の扇町は川崎臨海部にあり、周囲を運河に囲まれている。 計画地の北側に浅野町緑道、桜堀緑地などがある。	【工事中及び供用時】 計画地は、現在、倉庫となっており、自然植生や注目すべき動植物等の生育生息環境はないため、評価項目として選定しない。
	動物	－		
	生態系	－		
緑	緑の質	○	計画地の西側、南側の敷地境界付近は緑地となっている。 計画地の北側に浅野町緑道、桜堀緑地などがある。	【供用時】 供用時には、緑の回復育成を行うため、評価項目として選定する。
	緑の量	○		
人と自然とのふれあい活動の場		－	計画地の北側に浅野町緑道、桜堀緑地などがある。	【工事中及び供用時】 工事中及び供用時において、人と自然のふれあい活動の場に直接影響を及ぼす要因がないため、評価項目として選定しない。

表 3.2-2(5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
歴史的文化的遺産		－	<p>計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、国登録有形文化財として、昭和電工川崎工場本事務所が川崎区扇町 5-1 に位置している。</p> <p>計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地はないが、計画地最寄りの周知の埋蔵文化財包蔵地としては、計画地北西側約 1.6km に川崎区No6 (貝塚) が位置している。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>計画地内には、周知の歴史的文化的遺産は存在しないため、評価項目として選定しない。</p>
景観	景観・圧迫感	○	<p>計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっている。</p> <p>計画地の北側、東側は運河であり、南側、西側は工場等がある。</p>	<p>【供用時】</p> <p>供用時において、計画建築物等の出現により地域景観または眺望景観に変化が生じることが考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>また、圧迫感については、計画建築物の最高高さが約 31m であるが、配置において敷地境界から距離を確保すること、また、一部緑化地や壁面緑化により、圧迫感の変化が予想されないため、評価項目として選定しない。</p>
構造物の影響	日照阻害	－	<p>計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっている。</p> <p>計画地の北側、東側は運河であり、南側、西側は工場等がある。</p>	<p>【供用時】</p> <p>本事業の建物高さは約 31m であり、日影の影響は工業専用地域内及び水面内に限られるため、評価項目として選定しない。</p>
	テレビ受信障害	○		<p>【供用時】</p> <p>供用時において、計画建築物の出現によりテレビ電波受信状況が変化し、周辺地域にテレビ電波受信障害の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p>
	風害	－		<p>【供用時】</p> <p>本事業の建物高さは約 31m であり、計画建築物による風環境に影響が生じると予想される範囲（計画建築物の壁面から計画建築物の最高高さの 2 倍（約 62 m）程度の範囲）に住居系用途の建物は存在しないことから、風害の影響が民家等に及ぼすことはないため、評価項目として選定しない。</p>
コミュニティ施設		－	<p>計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、コミュニティ施設は存在しない。</p> <p>北西側約 900m に川崎市立臨港中学校がある。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>工事中及び供用時において、コミュニティ施設に直接影響を及ぼす要因がないため、評価項目として選定しない。</p>

表 3.2-2(6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
地域交通	交通安全、交通混雑	○	計画地西側に一般県道 101 号扇町川崎停車場線がある。 「令和 3 年度道路交通センサス」によると、計画地に隣接する県道 101 号扇町川崎停車場線における令和 3 年度の 12 時間自動車交通量は、10,225 台である。	【工事中】 工事用車両の走行に伴い、周辺道路における交通安全及び交通混雑への影響が考えられるため、評価項目として選定する。 【供用時】 供用時には、施設関連車両の走行に伴い、周辺道路における交通安全及び交通混雑への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	地域分断	－		【工事中及び供用時】 本事業は、物流倉庫の建設を行うものであり、地域分断に係る要因はないため、評価項目として選定しない。
地形・地質	土砂流出	－	計画地及びその周辺は、川崎臨海部の埋立地であり、標高 (T.P.) は約 2~4m 程度の比較的平坦な地形となっている。	【工事中及び供用時】 本事業では、地形・地質に影響を及ぼすような大規模な土地の改変等を行わないため、評価項目として選定しない。
	崩壊	－		
	斜面安定	－		
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	－	計画地は、現在、倉庫が立地（本事業の着手時は更地）となっており、高圧ガス、有害化学物質等の取扱いはない。 計画地周辺は、臨海部の工業地帯となっており、エネルギー施設等の工場が存在する。	【工事中及び供用時】 本事業において、危険物等は取り扱わない計画であるため、評価項目として選定しない。

3.3 環境配慮項目

3.3.1 環境配慮項目の選定

本事業の計画内容と計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮し、表 3.3-1 に示すとおり、環境影響評価の手法が確立されていないが、地域における環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）を選定した。

表 3.3-1 環境配慮項目の選定

環境配慮項目	項目の選定 (有○、無-)	選定理由又は選定しない理由
有害化学物質	-	本事業では、工事中及び供用時において、有害化学物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	-	本事業では、工事中及び供用時において、放射性物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	-	本事業では、工事中及び供用時において、強い電磁波・電磁界を発生する工事及び施設の設置はないことから、環境配慮項目として選定しない。
光害	-	本事業では、工事中及び供用時において、著しい影響を及ぼす夜間照明等を行わないことから、環境配慮項目として選定しない。
地震時等の災害	○	本事業では、物流倉庫を建設し、地震等の災害発生時の環境配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	○	本事業では、周辺の生物に配慮した植栽樹種を採用するほか、花や実をつける植栽の採用についての検討が求められるため、環境配慮項目として選定する。
地球温暖化対策	○	工事中における建設機械の稼働や工事用車両の走行により二酸化炭素の排出が考えられるため、環境配慮項目として選定する。
気候変動の影響への適応	○	本事業は、近年の気候変動の影響も考慮し、電気設備等についての浸水対策が求められるため、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	-	本事業では、工事中及び供用時において、著しい酸性雨発生原因物質の排出は行わないことから、環境配慮項目として選定しない。
資源	○	工事中及び供用時において、資源の有効利用が求められることから、環境配慮項目として選定する。

3.3.2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目についての配慮方針は、表 3.3-2 に示すとおりである。

表 3.3-2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の構造において耐震性や防災に配慮する。 ・定期的な防災訓練を実施する。
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の構成（高木・中木・低木）に配慮する。 ・花や実をつける植栽を採用するよう配慮する。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械及び工事用車両の効率的な使用を推進する。 ・工事用車両については、低燃費車の使用に努める。 ・低炭素型の建築資材の活用を検討する。 	—
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・緑被面積を確保し、人工被覆を削減する。 ・電気設備等の浸水対策を実施する。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の分別を徹底し、建設資材の有効利用、再利用を図る。 ・建設資材の搬入にあたっては、過剰な梱包を控える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用に伴う廃棄物の低減及びリサイクルを推進する。